

ジュニアリーダー活動の概要

仙台市生涯学習支援センター

ジュニアリーダーとは、青少年ボランティア活動の一環として、仙台市教育委員会の支援を受け、活動している中学生・高校生のことです。ジュニアリーダーは、地域の市民センターを拠点としたサークルに所属し、地域の子ども会活動などのお手伝いや様々なボランティア活動に積極的に取り組んでいます。

1 ジュニアリーダーの主な活動について

- * ジュニアリーダーの活動はボランティア活動ですので、活動にかかる食費等の経費は、基本的に自己負担になります。
- * 青少年健全育成の観点から、活動は原則として中学生については17時まで、高校生については20時までとしております。(それ以降の活動は、保護者の承諾書の提出が必要です。)

(1) 各種定例会…自分たちの活動に必要な打合せや研修、交流等を行います。

サークル 定例研修会	活動拠点の市民センターで、毎月1~2回、土曜か日曜に開催されています。
区定例研修会	各区中央市民センターで、毎月1回程度開催されています。
仙台市 定例研修会 「ずんだ」	仙台市ジュニアリーダーの連絡会。毎月原則第3日曜日14時から17時まで、仙台市生涯学習支援センターで開催されています。

(2) 要請による活動

子ども会 からの要請	・子ども会行事の実施、企画の補助
市民センター からの要請	・市民センターまつりでの活動 ・市民センターの講座「ジュニアリーダーと遊ぼう」のスタッフとしての活動 ・活動拠点館以外の市民センターからの要請による活動 ・「インリーダー研修会」でのスタッフとしての活動 など
その他の機関 からの要請	・地域の諸団体（町内会、おやじの会、学びのコミュニティづくり推進事業などの青少年健全育成団体）やNPO団体、行政機関が主催するイベントでの子ども達の活動支援

(3) 定例研修会における自主企画活動（例）

青葉区	区民まつり準備、交流会(クリスマス会、スポーツ大会)、三送会など
宮城野区	区民まつり準備、交流会、技術研修会、三送会 など
若林区	区民まつり準備、若宮会交流会、区実践研修会、救命救急研修、バルーン研修、三送会
太白区	区民まつり準備、交流会(クリスマス会)、技術研修会、三送会など
泉区	区民まつり準備、交流会、総会、技術研修会、三送会など
仙台市 「ずんだ」	仙台子どもまつり準備、仙台市交流会、仙台市三送会など

※三送会=高3生を送る会

(4) 教育委員会主催研修会

… ジュニアリーダーが専門的な知識や技能を段階的に身につけ、一人一人が自覚と責任を持って活動できるように支援しています。初級・中級・上級研修会で所定のカリキュラムを修了し認定を受けると、教育委員会から認定証と認定缶バッジが交付されます。

初級 研修会	○ジュニアリーダーとして必要な、基本的な知識と技術を習得するための研修会 ・対象は仙台市内在住の中学1年生から高校3年生。 ・新しくジュニアリーダーになろうとしている、またはジュニアリーダーサークルに登録した初級研修未受講者。 ※ 各区中央市民センターで実施する。他区の初級研修会を受講してもよい。
中級 研修会	○活動の中心となるジュニアリーダーとして、より高度な知識と技術を習得するための研修会 ・対象は、初級研修会を受講してジュニアリーダーとして活動を行っている中・高校生で、活動拠点館長が受講条件を鑑みてふさわしいと認めた者。 ※ 受講条件を満たしていない場合でも、活動拠点館長から推薦を受けた者については受講対象とする。
上級 研修会	○全体をまとめ、リードする立場である高校生ジュニアリーダーの資質向上と技能研鑽のための研修会 ・対象は、中級研修を修了してジュニアリーダーとして活動を行っている高校生で、活動拠点館長から推薦を受けた者。
実践 研修会	○上級認定のジュニアリーダーが、ジュニアリーダーとして活動する上でのスキルを伝達する研修会 ・対象は、仙台市ジュニアリーダーに登録している者。

(5) 子ども会連合会主催研修会

- ◇全国子ども会ジュニア・リーダー研究集会
- ◇指定都市子ども会ジュニア・リーダー大会
- ◇東北地区子ども会ジュニア・リーダー大会

2 登録同意書の提出について

ジュニアリーダーへの登録同意書は、年度ごとに提出することになります。登録している拠点館から用紙をもらい、提出してください。(仙台市ジュニアリーダー活動拠点館およびサークル一覧を参照)

3 ジュニアリーダー手帳と登録者缶バッジについて

新規にジュニアリーダーに登録した場合、ジュニアリーダー手帳(仙台市ジュニアリーダー認定登録証)と登録缶バッジが交付されます。手帳には、退会するまで各種研修会や活動の記録などを記入します。

4 活動中のケガ、事故への補償について

ジュニアリーダーが、活動の往復途中や要請を受けて出掛けた先で事故にあった場合、第三者にケガを負わせた場合、あるいは、物損事故が起きた場合、次の保険が適用されます。

- (1) 公民館保険(市民センターが手続きします。)
- (2) 全国子ども会安全共済会(活動拠点館市民センター職員が手続きをします。)
- (3) 仙台市市民活動保険(事故発生後に保護者が手続きし、市民センター職員がサポートします。)
- (4) 仙台市PTA協議会傷害補償制度【中学生のみ適応】(保護者が所属校に連絡し、手続きします。)

5 退会(登録抹消)について

高校卒業などによりジュニアリーダーの資格対象外になった場合は、自然退会になります。それ以外の理由でジュニアリーダーサークルを退会したい場合は、速やかに活動拠点館へ連絡を入れてください。登録を抹消の手続きを行います。